

税務相談室

医療法人に係る罰則規定

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：医療法人の理事長ですが、医療法による医療法人に係る罰則規定についてご説明下さい。

お答え：医療法による医療法人に係る罰則規定は同法第76条に定められております。『次の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを20万円以下の過料に処する。ただし、その行為において刑を科すべきときは、この限りではない。』とされております。

1. 組合等登記令による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。(この号は重要な内容の一つでありますので後で詳しく説明します。)
- 1-2. 事務所の所在地に係る定款又は寄附行為の変更をしたときに、都道府県知事(厚労大臣)に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
2. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書の備付けを怠り、それらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに当該医療法人の債権者の閲覧を拒んだとき。
3. 医療法第54条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。
4. 医療法人の合併について、都道府県知事(厚労大臣)の認可があった場合に、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を造ることを怠ったとき、又はこの期間内に、医療法第59条に定める債権者保護の手続きに関する規定に違反したとき。

- 4-2. 医療法第63条第1項に定める報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
5. 医療法第64条第2項に定める命令に違反して業務を行ったとき。
6. 医療法第68条において準用する民法第51条第1項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
7. 民法第70条、第81条第1項の規定による破産の宣告の請求を怠ったとき。
8. 民法第79条第1項、第81条第1項の規定によって、清算人が行う公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

組合等登記令による登記を怠り、または不実の登記をしたときの“組合等登記令”ですが、医療法人登記令が、昭和39年3月23日に政令第29号により廃止され、医療法人の登記については、組合等登記令の定めるところになったのです。

組合等登記令(抄)

第2条(登記事項)

組合等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

1～5まで(省略)

6 別表1の登記事項の欄に掲げる事項。

第6条(変更の登記)

組合等は、第2条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地において2週間以内に、(中略)変更の登記をしなければならない。

2 (省略)

3 資産の総額の変更の登記は、第1項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、2月以内にすれば足りる。

別表1

名称	根拠法	登記事項
医療法人	医療法	資産の総額

登記には、財産目録を添付し、資産の合計から負債の合計を差し引いた純財産を表記し、理事長と監事が署名押印しなければなりません。